

**令和7年度 第3回沖縄県公立学校における働き方改革推進本部会議
開催要項**

1 趣 旨 : 教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、教職員一人一人が自らの資質能力を高め、発揮できる持続可能な教育環境の整備を目指し、本県公立学校における働き方改革の推進について協議するため、「沖縄県公立学校働き方改革推進本部」を設置する。

2 日 時 : 令和8年2月6日(金) 10:45~12:00(75分)

3 場 所 : 教育庁第1会議室(旧県立図書館3階)

4 会 順 : (司会) 働き方改革推進課 働き方改革班長 仲西 麗香

(1) 本部長挨拶(5分) 教育管理統括監 田代 寛幸

(2) 協議事項(65分)

①令和8年度における働き方改革推進の重点項目と取組内容

(3) 事務連絡(5分)

①令和8年度の日程

第1回公立学校働き方改革推進本部会議 令和8年 6月 5日(金)

第2回公立学校働き方改革推進本部会議 令和8年 11月 6日(金)

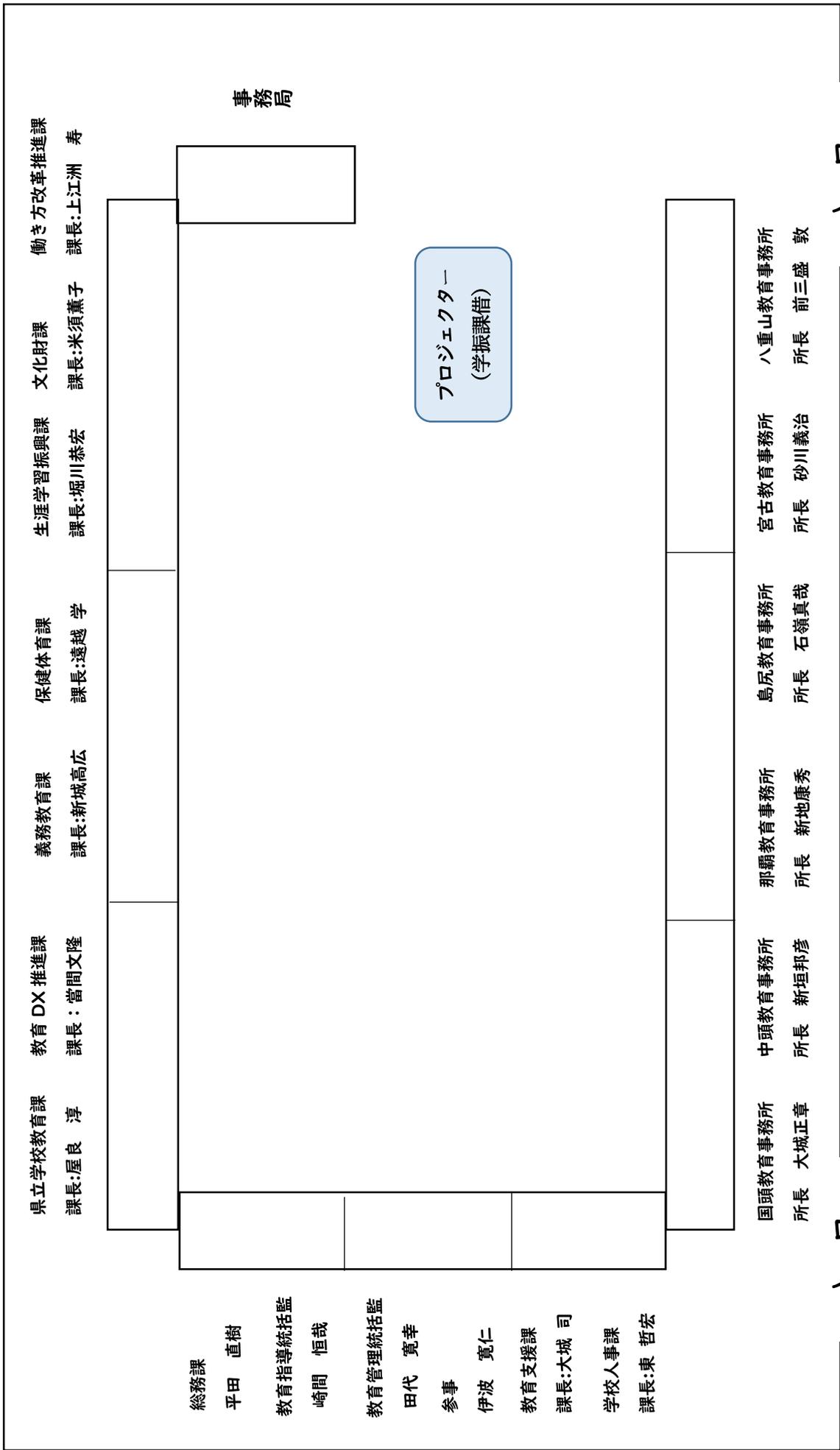
第3回公立学校働き方改革推進本部会議 令和9年 2月 日 ※日程調整中

5 出席者(19名)

職	氏 名	職	氏 名
教育管理統括監	田代 寛幸	国頭教育事務所長	大城 正章
教育指導統括監	崎間 恒哉	中頭教育事務所長	新垣 邦彦
参事	伊波 寛仁	那覇教育事務所長	新地 康秀
総務課長	平田 直樹	島尻教育事務所長	石嶺 真哉
教育支援課長	大城 司	宮古教育事務所長	砂川 義治
学校人事課長	東 哲宏	八重山教育事務所長	前三盛 敦
働き方改革推進課長	上江洲 寿		
県立学校教育課長	屋 良 淳		
教育DX推進課長	當 間 文 隆		
義務教育課長	新 城 高 広		
保健体育課長	遠 越 学		
生涯学習振興課長	堀 川 恭 宏		
文化財課長	米 須 薫 子		

【第1会議室 会場レイアウト図】(案)

窓



沖縄県公立学校における働き方改革推進本部設置要綱

令和7年4月15日教育長決裁

(設置)

第1条 教員が児童生徒と向き合える時間を確保し、教職員一人一人が自らの資質能力を高め、発揮できる持続可能な教育環境の整備を目指し、本県公立学校における働き方改革の推進について協議するため、「沖縄県公立学校における働き方改革推進本部」（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 働き方改革推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 働き方改革に係る現状及び課題の把握、取組の企画立案及び推進に関すること
- (2) 働き方改革の推進に係る効果の検証及び取組の改善に関すること
- (3) その他、働き方改革の推進を図るために必要な事項に関すること

(組織)

第3条 働き方改革推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は教育管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 本部員は別表に定める者とする。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、会議を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 会議は、必要があると認めるとき、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴取することができる。

(各部会)

第6条 協議内容及び取組の推進等に係る整理・調整のために作業部会を置く。作業部会の部員は別表に定める。

- 2 実効性のある具体的取組の推進を図るために作業部会の中にワーキング・チームを置く。ワーキング・チームの成員は、働き方改革推進課働き方改革班及び具体的取組の担当班長等とする。

第7条 関係団体等との連携・協働に係る整理・調整のために外部連携部会を置く。外部連携部会の部員は働き方改革推進課働き方改革班長及び主幹とし、各関係団体等と小部会を設置する。

(事務局)

第8条 庶務を処理するために、働き方改革推進課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則 (令和5年7月24日 教育長決裁)

この要綱は、令和5年7月24日から施行する。

この要綱は、令和7年4月15日から施行する。

別表

第3条第4項関係	第6条関係
本部員	部員
<ul style="list-style-type: none">・ 教育管理統括監（本部長）・ 教育指導統括監・ 参事・ 総務課長・ 教育支援課長・ 学校人事課長・ 働き方改革推進課長・ 県立学校教育課長・ 教育DX推進課長・ 義務教育課長・ 保健体育課長・ 生涯学習振興課長・ 文化財課長・ 各教育事務所長	以下の課及び教育事務所の働き方改革を総括する代表者1名 <ul style="list-style-type: none">・ 総務課・ 教育支援課・ 学校人事課・ 県立学校教育課・ 教育DX推進課・ 義務教育課・ 保健体育課・ 生涯学習振興課・ 文化財課・ 各教育事務所・ 働き方改革推進課